

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年6月8日(2006.6.8)

【公開番号】特開2003-327755(P2003-327755A)

【公開日】平成15年11月19日(2003.11.19)

【出願番号】特願2003-109088(P2003-109088)

【国際特許分類】

C 08 L	21/00	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)
C 08 K	5/36	(2006.01)
C 08 L	15/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	21/00	
B 60 C	1/00	A
C 08 K	3/04	
C 08 K	3/36	
C 08 K	5/36	
C 08 L	21/00	
C 08 L	15:00	

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

未加硫ゴムの混合物は、下記の方法によって製造される。上記のゴム成分、シラン含有ブタジエン油、無定形シリカ、および場合により存在するカーボンブラックを、場合により、添加剤および所望によりさらなる添加剤と一緒に、混練機（例えば、密閉式バンパリーミキサー）において、約120～200 の温度で3～10分間にわたって混練する。混練処理の開始時に、シリカの分散分布を改善するために、シラン含有ブタジエン油を含むことなく、コンパウンドを1.5分間まで混練し、その後、シラン含有ブタジエン油をコンパウンドに加えることは有利である。この全混練処理（すなわち、混合段階）は、固体添加剤（主にシリカおよび場合によりカーボンブラック）の分散を改善するために数回繰り返すことができる。本発明によるゴムコンパウンドの場合、有利なことに、160～180 の温度での混練機における1回の混合段階で十分である。その後、このようにして調製された未加硫混合物に、促進剤、硫黄、および100 未満の融点を有する硫黄供与体などの加硫剤、場合により別の加硫剤、または加硫遮延剤を加え、密閉式バンパリーミキサーまたは混合ロールのいずれかで、120 未満の温度で5～30分間さらに混合し、次いで、仕上がったゴムコンパウンドを、ゴムシートとしてまたはストリップの形態で引き取る。

【手続補正2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図1】

